

東京都水道局技術力評価型総合評価方式試行要綱

平成19年11月29日施行
平成22年3月26日改正
平成22年12月22日改正
平成23年4月27日改正
平成25年5月20日改正
平成26年3月18日改正
平成28年3月7日改正
平成29年10月6日改正
平成30年3月28日改正
平成30年6月18日改正
令和2年12月4日改正
令和4年6月17日改正
(4水経契第131号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都水道局（以下「水道局」という。）が発注する建設工事において、品質確保を図るため、入札の際に、工事価格及び施工計画等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「技術力評価型総合評価方式」という。）を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。
- (2) 二級技術者 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。
- (3) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (4) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システムをいう。
- (5) 工事成績評定通知書の総評定点 水道局、東京都及び他の公営企業局が定める工事成績評定要綱に基づく、過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。
- (6) 基準日 各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

(試行対象工事等)

第3条 技術力評価型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が、建築工事にあつては2億2

千万円以上、土木工事にあつては1億6千万円以上（一般土木工事は1億円以上、道路舗装工事は8千万円以上とする。）、設備工事にあつては1億円以上の工事案件から選定する。ただし、特定調達契約（東京都水道局財務規程第265条の3第3号の特定調達契約をいう。）による契約を除くものとする。

- 2 工事を主管する部又は所の長（以下「工事主管部長」という。）は、具体的な試行対象工事を決定し、契約担当者等に通知する。

（試行細目）

第4条 建設部長は、技術力評価型総合評価方式の試行に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を内容とする試行細目を、技術審査委員会が実施する第8条第1項に規定する調査及び審議を経て、各工事総括部（浄水部、給水部並びに多摩水道改革推進本部調整部及び施設部）の長及び経理部長と協議の上、定めるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する試行対象工事の選定に係る方針
- (2) 第14条第4項及び同条第6項に規定する技術点を評価する項目（以下「技術点の評価項目」という。）の選択に係る方針
- (3) 第14条第4項に規定する技術点の評価項目のうち「施工計画に係る所見」に関する審査基準

なお、試行細目を定めようとするときは第9条の規定に基づき、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から、意見を聴取しなければならない。

（公表に当たり工事主管部長が定める事項）

第5条 工事主管部長は、技術力評価型総合評価方式を試行しようとする場合は、次に掲げる事項について、契約担当者等と協議の上、案件別の試行実施要領に定めるものとする。

- (1) 工事件名、工事場所及び工事概要
- (2) 提出資料の様式及び提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 技術点の評価項目及び評価方法
- (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 資料についてのヒアリングを実施すること（資料についてのヒアリングを実施する場合）。
- (7) 資料の提出後は、原則として資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (8) 資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。ただし、第11条の規定による資料の提出後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に、配置予定技術者の変更の申し出があった場合で、申し出のあった配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることを確認できたときはこの限りでない。
- (9) 一般競争入札による場合、詳細は入札説明書によること。
- (10) その他必要と認める事項

（入札公告）

第6条 技術力評価型総合評価方式を試行しようとする場合の入札公告においては、前条の事項及び次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 技術力評価型総合評価方式の対象工事であること。

(2) 技術力評価型総合評価方式とした理由

(発注予定工事の事前公表において示す事項)

第7条 技術力評価型総合評価方式を試行しようとする場合の発注予定工事の事前公表においては、第5条に掲げる事項のうち第9号を除いたもの及び次に掲げる事項を公表事項として明示するものとする。

- (1) 技術力評価型総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 技術力評価型総合評価方式とした理由

(技術審査委員会及び技術評価委員会)

第8条 建設部長は、技術力評価型総合評価方式における試行細目の策定に当たっての調査及び審議を行うため、局長が別に定めるところにより、技術審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 工事主管部長は、技術点の評価に当たっての審査を行うため、局長が別に定めるところにより、技術評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置するものとする。
- 3 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織し、委員長が招集する。
- 4 評価委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織し、委員長が招集する。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第9条 案件別試行実施要領及び落札者決定基準を定めようとするとき工事主管部長は、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から、次の内容についての意見を聴取しなければならない。

- (1) 案件別試行実施要領及び落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項
 - (2) 落札者を決定しようとするとき改めて学識経験を有する者からの意見聴取を行う必要の有無
- 2 前項第2号において、必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者(あらかじめ予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件が水道局にとって最も有利な者)を決定しようとするときは、学識経験を有する2人以上の者から、その決定についての意見を聴取しなければならない。

(技術力評価型総合評価方式における入札方式)

第10条 技術力評価型総合評価方式の入札は、予定価格に応じて、一般競争入札又は指名競争入札によるものとする。

(競争入札参加申込みに当たっての資料の提出)

第11条 技術力評価型総合評価方式の試行対象工事の競争入札の参加資格確認を申し込む者又は当該競争入札に参加を希望する者(以下「競争入札参加希望者」という。)は、入札公告又は発注予定工事の事前公表に基づき、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み(以下「競争入札参加申込み」という。)の提出と併せて、「施工計画評価点」以外の第14条第4項に規定する技術点の評価項目ごとの評価点を示す資料を提出するものとする。

(指名選定及び競争入札参加資格の確認等)

第12条 指名競争入札における指名業者の選定に当たっては、東京都水道局工事請負指名競争入

札参加者指名基準（昭和56年8月1日56水経契第22号。以下「指名基準」という。）により指名すること。ただし、本試行要綱を適用する案件に限っては、指名基準第5及び第8を原則として適用せず、次のとおりとする。

なお、指名基準第7(6)の規定については、アにより指名を行う際に適用する。

ア 指名基準第5については、「契約担当者は、第4の1の定めにかかわらず、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。」と読み替える。

イ 指名基準第8については、「当該競争入札に参加を希望する者で、この基準による指名が可能な者を指名するものとする。」と読み替える。

2 経理部長は、第17条第4項に規定する「工事成績評価点」に係る資料を確認した上で、競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定を行うものとする。

3 競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定に当たっては、第17条第4項に規定する「工事成績評価点」の算定の基となる工事成績評価通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満でない者を対象とする。

（競争入札参加者の資料の提出）

第13条 競争入札参加希望者のうち、当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札書と併せて、第17条第2項の「施工計画評価点」を示す資料を提出するものとする。

2 経理部長は、第14条第4項に規定する技術点のうち、「施工計画に係る所見」以外の技術点をすべて算定し、算定結果を「工事成績評価点」に係る資料及び「工事成績評価点」以外の技術点に係る資料（以下「全ての技術点に係る資料」という。）とともに工事主管部長に送付するものとする。

（総合評価の方法）

第14条 技術力評価型総合評価方式の評価は、価格点と技術点とを合計した評価値による。

2 価格点の評価は、次のとおりとする。

$$\text{価格点} = (\text{式①} \times 0.4 + \text{式②} \times 0.6) \times 0.8$$

(1) 「入札価格 \geq 基準価格」の場合

$$\text{式①} = 50 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

$$\text{式②} = 50 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{基準価格}} + \frac{\text{基準価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

(2) 「基準価格 $>$ 入札価格 \geq 特別基準価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 50 \times \left[\frac{\text{入札価格} - \text{特別基準価格}}{\text{基準価格} - \text{特別基準価格}} \right]$$

(3) 「特別基準価格 $>$ 入札価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 0$$

- ※ 式①及び式②の上限は 50 点とする。
- ※ 最低入札価格は、基準価格を下回る場合は、基準価格とする。
- ※ 最低入札価格と予定価格が同額の場合は、式①は 50 点とする。
- ※ 式①及び式②は端数処理を行わず、価格点の小数点以下については、競争入札参加者の間で評価の差異として反映されるまで算定する。
- ※ 上記(1)～(3)にある価格は全て消費税額（地方消費税額を含む。以下同じ。）を除いた額とする。

3 前項の基準価格及び特別基準価格（以下「基準価格等」という。）は、予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定する。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算する。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、基準価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に 1/10（昇降機設備工事にあつては 2/10）を乗じた額とする。

ただし、基準価格については、算定の結果、設定金額が予定価格（税抜）の 7.5/10 に満たない場合は、予定価格（税抜）の 7.5/10 とし、設定金額が予定価格（税抜）の 9.2/10 を超える場合にあつては予定価格（税抜）の 9.2/10 とする。

《 基準価格の算定式 》

$$\text{基準価格} = \text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.68$$

※解体工事の場合は、①の乗率を 0.8 とする。

《 特別基準価格の算定式 》

$$\text{特別基準価格} = \text{①} \times 0.9 + \text{②} \times 0.8 + \text{③} \times 0.8 + \text{④} \times 0.3$$

※解体工事の場合は、上記算定式によらず、予定価格（税抜）の 7.5/10 とする。

《 端数処理 》

基準価格及び特別基準価格の算出に関する端数処理については、以下のとおりとする。

- ・ ①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等に率を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・ 現場管理費相当額を算出する場合は、円未満切捨てとする。
- ・ 基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。また、予定価格（税抜）の 9.2/10 を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・ 解体工事の特別基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。

4 技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、別表 1 のとおりとする。ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭

の両立支援配慮実績又は女性活躍推進の実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で1点を上限とする。

また、技術点の上限は50点とする。

なお、技術点は、第5条第8号の規定により、配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。

- 5 「企業の技術力」は、別表1に掲げる八つの評価項目とし、評価はそれらの評価点の合計によるものとする。ただし、第17条第3項第6号及び同条第8項第5号の規定により同種工事を指定しない工事については、「企業の実績点」及び「配置予定技術者の実績点」を評価項目としない。
- 6 「企業の信頼性・社会性」は、別表1に掲げる評価項目とし、「事故及び不誠実な行為の有無」、「環境への配慮実績」、「雇用・就業への配慮実績」、「仕事と家庭の両立支援配慮実績」、「女性活躍推進の実績」、「都内中小企業との共同企業体結成の有無」及び別表1の備考欄に示す選択対象の評価項目（以下「選択対象項目」という。）のうち工事主管部長が選択し定める二つの評価項目とする。評価は、それらの評価点の合計によるものとする。
- 7 別表1に掲げる選択対象項目は、建築工事及び設備工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「IS09001又は14001認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とし、土木工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」、「IS09001又は14001認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とする。

（技術点の評価）

第15条 工事主管部長は、経理部長から「施工計画に係る所見」以外の技術点の算定結果と全ての技術点に係る資料の送付を受けたときは、速やかに評価委員会による技術点の審査を行うものとする。

- 2 技術点の評価は、工事主管部長が評価委員会の審査に基づいて、入札公告又は発注予定工事の事前公表において示した評価方法により決定するものとする。
- 3 工事主管部長は、技術点の算定結果を経理部長に送付する。

（落札者の決定方法）

第16条 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、第14条第1項の評価値の最も高いものを落札者とする。

- 2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（「企業の技術力」の評価方法）

第17条 「企業の技術力」の評価は、以下の各項で規定する評価点の合計によるものとする。

- 2 「施工計画評価点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「施工計画に係る所見」については、当該発注工事の施工上の課題及び工程管理に着眼して競争入札参加者が提示する技術的所見を評価するものとする。
 - (2) 「施工計画評価点」は18点満点とし、「施工計画に係る所見」が優れている場合に18点、良い場合に12点、普通の場合に6点、劣る場合に0点とする。

(3) 工事主管部長は、必要があると認めるときは、「施工計画に係る所見」について、配置予定技術者に対してヒアリングを実施した上で評価することができるものとする。

3 「企業の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一の工事であり、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。

(3) 「企業の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定するものとし、実績の確認は、コリンズに登録内容確認書によるものとする。なお、乙型建設共同企業体における担当工事の実績は、建設共同企業体協定書等により確認する。

(4) 第1号の実績は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）としての実績とする。

(5) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、前号を踏まえた上で構成員いずれかの実績を対象とする。

(6) 同種工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事を指定しない。

4 「工事成績評価点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「工事成績評価点」は13点満点とし、その算定は、工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、別表2のとおりとする。

(2) 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、競争入札参加者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切捨てを行い小数第1位とする。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

(3) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事（公営企業局の発注工事を含む。以下同じ。）のみを対象とする。

(4) 「工事成績評価点」の算定の対象工事は、原則として、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とする。

なお、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定するものとする。

(5) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、共同企業体としての「工事成績評価点」は、第1号に基づき算定される構成員ごとの工事成績評価点全てについて、構成員ごとの出資割合で加重平均することにより算定するものとする。

5 「企業の優良工事表彰の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 優良工事として表彰された実績は、東京都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事主管局長等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。

(3) 実績の確認は、工事主管局長等が贈呈した賞状等の書状の写しによるものとする。

(4) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

- 6 「技術提案採用の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「技術提案採用の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、技術提案型総合評価方式又は契約後VEを適用した工事において技術提案が採用された実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 前号の適用工事は、東京都の発注工事、かつ、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分と当該発注工事とが同一業種であることとする。
 - (3) 第1号の実績は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）としての実績とする。
 - (4) 実績の確認は、都が通知するVE提案等採否通知書の写しによるものとする。
 - (5) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、前号を踏まえた上で構成員いずれかの実績を対象とする。
- 7 「配置予定技術者の資格点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に3点、二級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。
なお、複数の資格を持つ場合には、上位の資格一つについてのみ評価する。
 - (2) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者が保有する資格を対象とする。
- 8 「配置予定技術者の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1点、それ以外の場合に0点とする。ただし、配置予定技術者が競争入札参加申込みの提出時点において、40歳以下の場合又は配置予定技術者が女性の場合は、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に2点、それ以外の場合に1点とする。
なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。
 - (2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。
 - (3) 「配置予定技術者の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定するものとし、実績の確認は、コリンズの登録内容確認書によるものとする。
 - (4) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。
 - (5) 同種工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事を指定しない。
- 9 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合に3点、75点以上80点未満の場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。

- (3) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、第1号の工事におけるコリンズに登録されたデータ及び工事成績評定通知書から算定するものとし、実績の確認は、コリンズの登録内容確認書及び工事成績評定通知書の写しによるものとする。
- (4) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(「企業の信頼性・社会性」の評価方法)

第18条 「企業の信頼性・社会性」の評価は、以下の各項で規定する評価点の合計によるものとする。

- 2 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、水道局、東京都又は他の公営企業局が定める競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている場合に－5点とする。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為の実績点についての評価は行わないこととする。
 - (2) 実績の確認は、都が通知する指名停止通知書の写しによるものとする。
 - (3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 3 「地域における実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「地域における実績点」は2点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。
 - (3) 実績の確認は、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事の工事請負契約書等の写し及び工事成績評定通知書の写しによるものとする。
 - (4) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 4 「災害協定締結の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「災害協定締結の実績点」は2点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの提出の時点で、東京都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 実績の確認は、災害協定に係る協定書等の写しによるものとする。
 - (3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 5 「単価契約工事又は緊急施行事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「単価契約工事又は緊急施行事の実績点」は2点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に、施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行事を完了した実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行事は、東京都の発注工事のみを対象とする。

- (3) 実績の確認は、単価契約書又は工事請負契約書の写しによるものとする。
 - (4) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 6 「ISO9001又は14001認証取得の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「ISO9001又は14001認証取得の実績点」は2点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの提出の時点で、ISO（国際標準化機構）9000シリーズの9001又はISO14000シリーズの14001を認証取得している場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 実績の確認は、認証に係る登録証の写しによるものとする。
 - (3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 7 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は2点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者の「都と契約する本店又は営業所」の所在地が、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村の場合（いずれの区市町村も都内に限る。）に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 実績の確認は、都の入札参加資格申請受付票の写しによるものとする。
 - (3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 8 「環境への配慮の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「環境への配慮の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、什器じゅうきによる二酸化炭素固定量認証、多摩産材製品による二酸化炭素固定量認証又は建築物等による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 実績の確認は、とうきょう森づくり貢献認証制度に認定されたとして東京都知事等が発行した認証書の写しによるものとする。
 - (3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 9 「障害者雇用の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「障害者雇用の実績点」は1点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直前に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 前号に規定するほか、障害者雇用促進法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第8号に規定する常用労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の障害者を1名以上雇用している場合は1点、それ以外の場合に0点とする。
 - (3) 第1号及び前号に規定するほか、障害者雇用促進法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第7号に規定する短時間労働者のうち第5号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者を1名以上雇用している場合1点、それ以外の場合に0点とする。
 - (4) 前3号に規定するほか、障害者雇用促進法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第7号に規定する短時間労働

者のうち次号に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を2名以上雇用している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。

(5) 第2号の障害者とは、障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。

(6) 第2号から第4号までの加点対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

(7) 短時間労働者とは、次の者をいう。

① 1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、20時間以上30時間未満である者

② ①に該当する者のうち、次号に規定する常用労働者である者

(8) 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

① 期間の定めなく雇用されている労働者

② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

(9) 実績の確認は、第1号に該当する競争入札参加者にあつては公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印が押印されているものに限る）によるものとする。第2号から第4号までに該当する競争入札参加者にあつては、障害者雇用状況申告書及び雇用している障害者が保有する障害者手帳等の写し及び健康保険証等の写しによるものとする。

(10) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

10 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度又は東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 実績の確認は、東京ワークライフバランス認定企業又は東京ライフ・ワーク・バランス認定企業に認定したとして東京都知事等が贈呈した認定証等の書状の写しによるものとする。

(3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

11 「女性活躍推進の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「女性活躍推進の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞を受賞した実績を1件以上有する場合又は競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）第9条に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 実績の確認は、東京都女性活躍推進大賞の大賞又は優秀賞を受賞したとして東京都知事等が贈呈した賞状等の書状の写し、又は、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写しによるものとする。

(3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

12 前4項に規定する実績点について、複数の実績に該当する場合は、いずれか一つの実績のみ評価する。

13 「都内中小企業との共同企業体結成の有無」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「都内中小企業との共同企業体結成の有無」は、2点満点とし、当該発注工事において競争入札参加者が共同企業体を結成し、その構成員のいずれかが本店所在地が都内である中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年6月30日法律第97号）第2条第1項の規定によるもの）であり、かつ、その出資比率が20%以上である場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 有無の確認は、建設共同企業体協定書及び都の入札参加資格申請受付票の写しによるものとする。

（資料説明会）

第19条 資料説明会は開催しない。

（その他）

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、第4条の試行細目及び第5条の試行実施要領のほか、局長が別に定めるものとする。

附 則（平成19年19水経契第319号）

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成21年21水経契第721号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年22水経契第477号）

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則（平成23年23水経契第38号）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年25水経契第97号）

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年25水経契第865号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の取扱は、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘因による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因による契約で適用日以降に入札施行されるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年28水経契第653号）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 改正後の取扱は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘因による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因による契約で適用日以降に入札施行されるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年29水経契第254号）

- 1 この要綱は、平成29年10月30日から施行する。
- 2 改正後の取扱は、平成29年10月30日（以下「適用日」という。）以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘因による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因による契約で、適用日以降に入札施行されるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年29水経契第559号）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の取扱は、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘因による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因による契約で、適用日以降に入札施行されるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年30水経契第114号）

- 1 この要綱は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 改正後の取扱は、平成30年6月25日（以下「適用日」という。）以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘因による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因による契約で、適用日以降に入札施行されるものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年2水経契第346号）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の取扱は、令和3年1月1日（以下「適用日」という。）以降に行われる公告その他の契約の申込の誘引による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込の誘引による契約で適用日以降に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年4水経契第131号）

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 改正後の取扱は、令和4年7月1日（以下「適用日」という。）以降に行われる公告その他の契約の申込の誘引による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込の誘引による契約で適用日以降に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

別表 1

	評価項目	評価点	満点(点)		業種別の設定※			備考	
					建築工事	土木工事	設備工事		
技術点	企業の技術力	施工計画に係る所見	施工計画評価点	18	18	◎			
		企業の同種工事の実績	企業の実績点	2	19	◎			
		過去の工事成績評定	工事成績評価点	13		◎			
		企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2		◎			
		技術提案の採用実績	技術提案採用の実績点	2		◎			
		配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	9	◎			
		配置予定技術者の同種工事の実績	配置予定技術者の実績点	3		◎			
		配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		◎			
	企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な工事の実績点	-5	-5	◎			有る場合に減点
		地域における実績	地域における実績点	2	4	○	○	○	選択対象の評価項目 (このうち2つを選択)
		災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	2		○	○	○	
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績	単価契約工事又は緊急施行工事の実績点	2		-	○	-	
		ISO9001又は14001認証取得の有無	ISO9001又は14001認証取得の実績点	2		○	○	○	
		地域内における本店又は営業所所在の有無	地域内における本店又は営業所所在の実績点	2	○	○	○		
		環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	1	1	◎			複数の実績を有する 場合でも1点とする。
		雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	1		◎			
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフ・バランス認定企業」の実績点	1		◎			
		女性活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	1		◎			
		都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点	2	2	◎			
技術点の上限:50点									

※凡例:◎必須の評価項目、○選択対象の評価項目

別表 2

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
80点以上 100点以下	13
77.5点以上 80点未満	10
75点以上 77.5点未満	8
70点以上 75点未満	6
65点以上 70点未満	3
0点以上 65点未満	0